

令和4年 第1回能勢町総合教育会議

と き:令和4年3月28日(月)
午後1時～
ところ:本館第1会議室

【 次 第 】

1. 能勢町教育大綱(案)について
2. その他

配布資料

- ①能勢町教育大綱(案)資料1
- ②第6次総合計画(基本計画－施策の体系について－)参考資料1
- ③第3期教育振興基本計画(概要)参考資料2
- ④能勢町総合教育会議設置規則参考資料3
- ⑤能勢町総合教育会議運営要綱参考資料4

総合教育会議構成員名簿

職名	氏名
能勢町長	上森 一成
能勢町教育委員会 教育長	加堂 恵二
能勢町教育委員会 教育長職務代理者	市村 依子
能勢町教育委員会 教育委員	中澤 安弘
能勢町教育委員会 教育委員	畠中 勝身
能勢町教育委員会 教育委員	の場 麻子

3 体系図

基本構想で定めた将来目標や、施策の大綱別に施策テーマを設定しています。

施策のこれからの10年に大別7つのテーマ

基本構想

施策の大綱

人・地域・地球の健康を守り 縁をつなぐ 開かれたまち能勢 ～里山未来都市～

- 地域社会の即り手を育むまち
- 人の健康が広がるまち
- 健康な暮らしが広がるまち
- 里山を守り、生かすまち
- 多様な働く場所があるまち
- 安心して移住ができるまち
- 地球エネルギーで自立するまち

里山未来都市の10の基本目標
地方創生の推進力とするDPOを推進

- 多様なステークホルダーと連携協働し、地域資源を生かして持続可能な社会の創り手を育む先進的かつ強固的な学びの機会を創出します。また、いったん能勢町を離れても再び戻ってきたいと思える町、地域に心の根を張る人材育成に取り組めます。
- 関係人口と能勢町を継続的につなぐ体制づくりに取り組みます。
- ライフステージに応じた健康づくり（運動「栄選」社会参加）の支援を通じて健康寿命を延伸し、住民一人ひとりの豊かな暮らしの実現を目指します。
- 多様性の尊重やコミュニティのつながりづくり、また子育てや福祉、自然環境等のまちづくり分野を含めて住民主体の観点に立つた総合的な健康づくりの取り組みを推進します。
- 観光、農業、製造業など、地域の特性を生かして域外から後々ともにも、域外から後々の資金を地域発のイノベーションや地域企業への投資につなげる等、効果的に域外から資金、効果的に域内で蓄えを蓄積させる地域経済の構築を目指します。
- 多様化する価値観やライフスタイル、ワークスタイルを踏まえ、誰もがその力を発揮できる就業環境や自分の居場所を見出せる環境づくりを通じて、仕事の場であり生活の場である地域全体の魅力を高める取り組みを推進します。
- 令和32(2050)年までにゼロカーボンタウンを目指します。令和32(2050)年以降には更に一歩踏み込んで、CO2吸収タウンを目指します。
- 住民の誰もが里山資源の使い方を理解し、災害時には里山資源を用いて、ライフライン等の被害からいち早く回復できるグリーンレジリエンスを生かした災害に強いまちを目指します。
- エネルギーマネジメントや食料自給率の向上など、地域資源を生かした自立分散型のまちづくりを推進します。
- 持続可能な行政サービスを提供するための必要な経営資源を確保するために、行政運営の見える化や地方公共団体の運休・協力等による地域の存続を越えた連携、地域の互助組織との連携、民間サービス等の活用等による組織の枠を越えた連携、行政のデジタル化等による技術を生かした対応など、新しい日常をけん引する効果的な自治体経営を行います。

施策テーマ

◆シビックライズを醸成する教育の推進

- ◆教育環境の充実
- ◆協働的な学びの実現
- ◆関係人口の創出と移住・定住の促進
- ◆まちの魅力の継承と創成

- ◆安心して子育てができる切れ目のない支援
- ◆社会全体で子ども・若者の成長を支える環境づくり
- ◆地域課題体制の充実
- ◆高齢者福祉の充実
- ◆障がい者福祉の充実
- ◆健康寿命の延伸
- ◆生涯活躍できる社会の実現
- ◆人権・平和の尊重
- ◆魅力的な集落生活圏の形成

- ◆地球ブランドディング・シティプロモーションの推進
- ◆食・農業・農村資源の高付加価値化
- ◆産業の活性化と地域発イノベーションの推進
- ◆道路、交通環境の整備
- ◆新しい交通システムへの挑戦
- ◆時代に合った地域の魅力を引き出す土地利用

- ◆森林資源の保全と活用
- ◆ゼロカーボンタウンの実現
- ◆災害に耐える復元力・回復力の向上

- ◆情報通信技術の利活用の研究
- ◆自立した地域づくりの推進

01

人材育成・サイクル シビックプライドを醸成する教育の実施

この10年
大阪府の
3 4
4

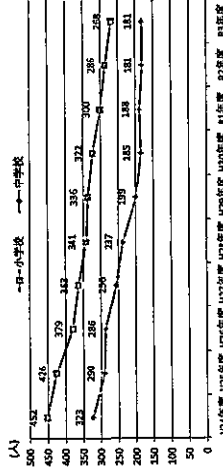
施策が目指す姿

特色ある教育プログラムにより子どもたちの生きる力が育まれ、シビックプライドの醸成が進んでいる

現状と将来予測から見た課題 ■：現状から見た課題 ▲：将来予測から見た課題

- 平成 28（2016）年の能勢さざゆり学園の開校以来、「グローバル人材の育成を目標に掲げ、地域事象から出発し、世界的な視野で考え、地域課題解決に挑むことのできる人材の育成」をテーマに小中高一貫教育に力を入れてきました。令和 4（2022）年度より義務教育学校へ移行し、より子どもたちの成長に則した学習過程に取り組み予定です。引き続き、学力・体力の向上、人権教育などの取り組みを推進するとともに、継続的なキャリア教育や児童生徒の交流促進、体験学習など、持続可能な地域社会の創り手を育てるために、地域に根差した独自の取り組みを進めることが重要です。
- 社会全体で安心して子育てできる環境を整備する観点から学校と地域がパートナーとして連携・協働していく関係づくりが求められています。今後は身近な大人と出会い、学ぶ機会を増やして、子どもたちが夢を持つことができるような実践を積み上げていく必要があります。

■ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析から、子どもたちの体力に関して様々な課題が見られます。日常の体育授業の工夫・改善、また学校と家庭が連携し、運動・食事・睡眠など子どもたちが規則正しい生活習慣を身に付けるための取り組みが求められます。



小・小 児童生徒数

施策の方向性

高校を含めた一貫教育における体系的な教育プログラムの推進

- ・大阪府立豊中高等学校能勢分校との連携を踏まえた一貫教育において、「学力向上」「能勢探究」「キャリア教育」の授業づくりを推進し、子どもが自立して社会で生き抜く力を高めます。
- ・義務教育学校へと移行し、9年間を通じて子どもたちの個性に応じた指導が体系的に実践できるようなカリキュラム編成や学校マネジメントの一貫性を確保します。
- ・子どもたちが習得、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するためのキャリア教育を推進し、アントレプレナーシップを高めます。

豊かな心と健やかな体の育成

- ・豊かな人間性の育成や人権教育の推進、いじめや不登校への対策を推進し豊かてたくましい人間性を育みます。
- ・体力づくり、健康教育・保健指導の充実、食育の推進などにより健やかな体の育みに努めます。

シビックプライドを高める人材育成

- ・地域の魅力を学び、地域資源を生かした体験学習や地域と関わる活動を通じてシビックプライドを育み、自分自身が地域に関わって地域をよくしていくようとする自負心を育てます。

他施策との主な連携

- ・02.教育環境の充実
- ・03.協働的な学びの実現
- ・04.関係人口の創出と移住・定住の促進
- ・05.まちの魅力の継承と創造
- ・13.人権・平和の尊重

関連する主な個別計画

- ・第2次能勢町子ども・子育て支援事業計画
- ・能勢町教育基本方針

02

人材育成・サイクル 教育環境の充実



施策が目指す姿

町ぐるみで安全安心な学校づくりが行われており、地域資源の活用やICT教育環境の整備と、指導力の向上により質の高い教育環境が整えられている

現状と将来予測から見た課題

■：現状から見た課題 ▲：将来予測から見た課題

- 子どもたちが日々安全で安心な学校生活を送ることができるよう定期的に施設点検管理を実施し、教育環境を整備しています。今後も徹底した維持管理に努め、施設の劣化や損傷等に対しては早急な対応を心がけるとともに、施設の長寿命化を図る必要ががあります。
- スクールバス運行やしあわせ守り隊の活動により、良好な通学環境が築かれていますが、人口減少とともに見守りや指導の担い手、支え手が少なくなっていくことが懸念されます。
- ICT教育環境の整備として、児童生徒に1人1台端末を導入し授業で活用してまいります。今後は通信環境の改善などにより一層効果的に活用していくことが重要となります。
- 教員の指導力向上を目的として、相互授業参観を行い意見交換の機会を設けるなどの取り組みを行っています。また、支援が必要な児童生徒においては支援学級、通級指導教室とともに個別の支援計画を作成し、専門家の意見を参考にしながら細やかな指導を行っています。支援が必要な児童生徒の割合は増加しており、一人ひとりの課題に合わせたきめ細やかな対応が求められるため体制の見直しや福祉部局との一層の連携が必要です。

施策の方向性

安全安心な学校づくり

- ・ 子どもたちが安心して通学ができるよう、地域や関係機関と一体となって通学路の安全対策を推進します。また、生活や交通、災害等に関する安全教育を推進し、子どもたちの安全行動に関する資質の向上に取り組みます。
- ・ 施設について予防保全型の対策を進め、計画的修繕による長寿命化を図るとともに、管理運営コストの削減や設備などの省エネルギー化を推進します。また時勢に即した設備機器の導入、更新を実施します。

学習環境の充実

- ・ ハード・ソフトの両面からより一層のICT教育環境の整備を進め、ICTを活用した主体的・対話的な深い学びを実践するとともに、情報活用能力を育成し子どもたちの自立につなげていきます。

④国際化

指導、相談体制の充実

- ・ 子どもたちの個性を伸ばし、知・徳・体を兼ね備える人間形成を図るため、教職員の研修体制の充実等、指導力の向上に努めるとともに、教職員の組織的・継続的な人材育成と資質向上を目指します。
- ・ スクールソーシャルワーカーを配置して支援を必要とする児童生徒や課題を有する子どもに対してきめ細やかな指導や支援を実施するとともに、関係機関や社会資源との連携を図るなど体制の強化に努めます。
- ・ スクールカウンセラーの配置により、児童生徒のケア及び教職員の支援を実施します。

他施策との主な連携

- ・ 01.シビックプライドを醸成する教育の乗換
- ・ 03.協働的な学びの実現
- ・ 05.まちの魅力の継承と創造
- ・ 06.安心して子育てができる切れ目のない支援
- ・ 07.社会全体で子ども・若者の成長を支える環境づくり
- ・ 18.道路・交通環境の整備

関連する主な個別計画

- ・ 第2次能勢町子ども・子育て支援事業計画
- ・ 能勢町教育基本方針
- ・ 能勢町ICT教育環境整備方針
- ・ 能勢町公共施設等総合管理計画

03

人材育成・サイクル 協力的な学びの実現



施策が目指す姿

子どもや若者が様々な活動を通じて地域住民をはじめとした多様な他者と協働しながら、持続可能な社会の創り手として成長している

現状と将来予測から見た課題

■：現状から見た課題 ▲：将来予測から見た課題

■ 能勢ささゆり学園では学校、地域、行政が一体となって魅力ある学校づくりを行うコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みを取り入れ、学校運営に関する協議を進めています。また、幅広い層の地域住民の方々により授業支援、行事等の企画立案運営、登下校の見守り活動のほか、放課後における居場所づくりとして学習・体験活動などが実施され、子どもたちの豊かな経験、貴重な体験につながっています。これらを通じて、子どもたちの地域への愛着や誇りを育み、豊かな感性や社会貢献の意欲など未来を創る主役として一人ひとりの可能性を引き出ししていくことが求められます。

■ 将来、地域ならではの新しい価値を創造し、地域を支えることができる人材の育成に向けて、地域を知り、親しむ機会を子どもたちにも創出することが重要です。特に、豊能郡に唯一の高校である大阪府立豊中高等学校能勢分校では、大学や企業等と連携のもと地域特性に立脚した課題深求の学びを実施されており、地域エネルギー会社の設立に当たっては能勢町と合同で協議団を結成し、海外の事例調査を行いました。また、「地域魅力化クラブ」では部員が地域の課題解決や魅力発信などに取り組んでいます。

■ 児童生徒数が減少する中で、能勢分校への入学者は減少しています。一方で、全国では、都道府県の枠を超えて、地方の魅力ある高校へ入学する「地域留学」を行う生徒が増加しています。能勢町では、能勢分校と地域の連携により大阪府内の生徒が町内の住民の家で下宿しながら同校に通学できる里山留学制度を令和3（2021）年度に開始しました。地域の教育資源を生かし、若手を地域に呼び込むことで地域の活性化が期待されます。

施策の方向性

能勢分校との連携

- 能勢分校と能勢ささゆり学園との連携・交流により学びの場の垣根や学年を越えた絆やつながりを育みます。
- 豊能郡で唯一の高校である能勢分校は教育機関であるとともに、高校が持続的な地方創生の核としての機能も有するとの意識を持ち、人材の好循環や地域活力の創造に向けて連携協力を強化します。
- 里山留学制度により生徒を受け入れ、地域の教育資源の活用とまちの活性化につなげます。また町の地域資源を生かし、能勢分校と地域が連携した教育プログラムを実施することで、能勢ならではの教育環境の構築に取り組みます。

多様なステークホルダーとの実践

- 地域の課題を解決できる実践力ある人材育成やまちの活性化に向けて、様々な分野の専門家や大学、企業等との連携を促進します。
- 若者世代の意見を反映させたまちづくりを実施していくため、能勢ささゆり学園や能勢分校等との意見交換を積極的に実施します。

他施策との主な連携

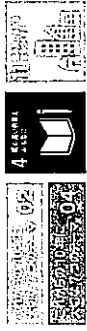
- 01.シビックプライドを醸成する教育の実施
- 02.教育環境の充実
- 04.関係人口の創出と移住・定住の促進
- 05.まちの魅力の継承と創造
- 07.社会全体で子ども・若者の成長を支える環境づくり
- 21.森林資源の保全と活用
- 25.自立した地域づくりの推進

関連する主な個別計画

- 第2次能勢町子ども・子育て支援事業計画
- 能勢町教育基本方針
- 能勢町 SDGs 未来都市計画

05

人材育成・サイクル まちの魅力の継承と創造



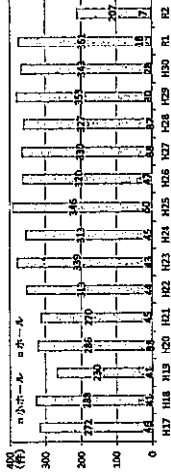
施策が目指す姿

能勢の歴史や伝統、文化を通じて地域に対する愛着や豊かな心が育まれ、保存・継承や活用により地域の資源として新たな価値が創造されている

現状と将来予測から見た課題

■：現状から見た課題 ▲：将来予測から見た課題

- 能勢町郷土芸能保存会においては国の選択無形民俗文化財「能勢の浄瑠璃」の保存・継承として、おやし制度により後継者の育成や浄瑠璃公演を実施し、伝統文化を未来につなげています。能勢人形浄瑠璃鹿角座においては定期公演のほか、能勢さざゆり学園の児童を中心とした「鹿角座ジュニア発表会」や町内外からの依頼公演を実施し、能勢町のPRに努めています。新型コロナウイルスの流行により公演の実施が困難になってからは、これまでの公演をデジタルライブラリーにより配信を行っています。
- 能勢町郷土芸能保存会や鹿角座では町広報誌などにおいて定期的にメンバーを募集し、後継者の育成を行っています。高齢化や町外への進学・就職のため、後継者の確保が困難になっています。
- 平成 29 (2017) 年には新たに「山辺の獅子舞」と「野間出野の獅子舞」が大阪府の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として選択されましたが、「若宮神社のツブラシイ」は枯死により指定が解除されました。能勢町では国天然記念物の「野間の大ケヤキ」の管理者として保護増進事業を行い保護に努めるとともに、隣接する能勢町げやき資料館を指定管理にて運営し、地域資源の保全に努めています。
- 能勢町の里山では、里山資源を賢く利用して生活する知恵と文化があり、里山資源を利用した生活を知っている方や覚えていらっしゃる方がいますが、これらの体験を次の世代に継承できていない現状があります。



浄るリシアター利用状況

施策の方向性

浄瑠璃の里文化の振興

- ・ 江戸時代後期から地域に根付き、育まれてきた能勢の浄瑠璃の保存・継承及び発展に向けた支援を行います。
- ・ 次世代を担う人材育成に努めるとともに、浄瑠璃をはじめとする芸能・生活・産業・景観等において形成された地域文化を尊重し、情報発信や普及に努めます。

芸術文化活動の推進

- ・ 浄るリシアターの活用などにより、多様な分野の優れた文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供します。
- ・ 地域住民等による文化芸術活動のサポートや場の提供を行います。

地域資源の再評価と活用

- ・ 文化財の調査・研究を通じて、資料の収集・保存と活用により地域文化の保護・伝承に努めます。
- ・ 観光や産業分野との連携により地域資源の情報発信や活用を行い、伝統的な文化や風土を生かした特色あるまちづくりを推進します。

他施設との主な連携

- ・ 01. シビックプラザを構成する教育の実施
- ・ 02. 教育環境の充実
- ・ 03. 協働的な学びの実現
- ・ 15. 地域ブランドینگ・シティプロモーションの推進

関連する主な個別計画

- ・ 能勢町教育基本方針

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

I 教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

II 教育をめぐる現状と課題

- 1 これまでの取組の成果
○初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
○給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設
○学校施設の耐震化の進展 等
2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題
(1)社会状況の変化
人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差 等
(2)教育をめぐる状況変化
○子供や若者の学習・生活面の課題 ○地域や家庭の状況変化
○教師の負担 ○高等教育の質保証等の課題
(3)教育をめぐる国際的な政策の動向
OECDによる教育政策レビュー 等

III 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

- 第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す
<個人と社会の目指すべき姿>
(個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
(社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展
<教育政策の重点事項>
○「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
○教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

IV 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
3 生涯学び、活躍できる環境を整える
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
5 教育政策推進のための基盤を整備する

V 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進

- ・教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要
企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す[ロジックモデルの活用、指標設定]
実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施
【職員育成、先導事例の共有】
評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善
・客観的な根拠に基づく政策立案(EBPM(Evidence-Based Policy Making))を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進

2. 教育投資の在り方(第3期計画期間における教育投資の方向)

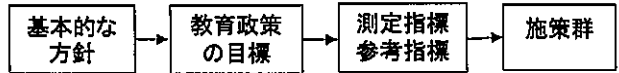
- ・人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減
・各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
◇学校指導体制・指導環境整備、チーム学校 ◇学校施設の安全性確保(防災・老朽化対策)
◇大学改革の徹底・教育研究の質的向上 ◇社会人のリカレント教育の環境整備
◇若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援 ◇大学施設の改修 など
・OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保
・その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成

3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

- ・超スマート社会(Society 5.0)の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進
・人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
・次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

- 第1部で示した5つの基本的な方針ごとに、
①教育政策の目標
②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標
③目標を実現するために必要となる施策群を整理



基本的な方針

教育政策の目標

測定指標・参考指標(例)

施策群(例)

Table with 4 columns: Basic Policy, Education Policy Goals, Measurement/Reference Indicators, and Policy Groups. It details 5 basic policies and their corresponding goals, indicators, and implementation measures.

能勢町総合教育会議設置規則

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第1項の規定により、町長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、能勢町の教育課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくため、能勢町総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

(構成員)

第2条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第3条 会議は、町長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第4条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第6条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

(事務局)

第7条 会議の事務局を能勢町総務部総務課に置く。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

能勢町総合教育会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、能勢町総合教育会議設置規則（平成27年能勢町規則第11号、以下「規則」という。）第8条の規定により、能勢町総合教育会議（以下「会議」という。）の会議その他議事運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第2条 会議は、規則第3条の規定により、町長が招集する。

2 規則第3条第2項の規定により教育委員会が会議の招集を求める場合は、協議すべき具体的事項を教育委員会議の議を経て行わなければならない。

3 会議の議長は、町長をもって充てる。

(招集)

第3条 町長は、会議を招集しようとするときは、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ構成員に通知し、併せて告知しなければならない。ただし、緊急の場合で直ちに協議の必要性が生じた場合については、この限りでない。

2 町長は、規則第4条の規定により会議の協議に必要と認めるときは、関係者又は学識経験者を会議に招聘し、意見を聞くことができる。

3 町長は、前項の規定により関係者又は学識経験を招聘しようとする場合は、教育委員会の意見を参酌しなければならない。

(会議の非公開等)

第4条 町長は、規則第5条ただし書により会議を非公開とすることができる。

2 前項の規定により会議を非公開とするときは、前条の告知に明示しなければならない。

3 会議の傍聴に関する必要な事項は、能勢町教育委員会傍聴人規則（昭和31年教委規則第2号）を準用する。この場合、「教育委員会」を「総合教育会議」と「委員長」を「町長」と読み替えて運用する。

(議事録)

第5条 町長は、規則第6条の規定により議事録を作成した場合、町長が指名する2人の構成員の署名をもって確定するものとする。

2 議事録の公表は、能勢町ホームページに掲載して行う。ただし、会議で特に必要と認める場合についてはこの限りでない。

(議事録の記載事項)

第6条 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 会議に出席した者の職及び氏名
- (3) 議題及び議事
- (4) その他、町長が必要と認める事項

(欠席の届出)

第7条 会議の構成員は、会議に出席することができないときは、あらかじめ理由を付して町長に届け出なければならない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか会議の議事運営等に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月24日から施行する。